# 佐賀県訓令甲第4号

本庁

佐賀県守衛等服務規程(昭和50年佐賀県訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。 平成29年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 次の表に拘りる規定の以上部分は、下豚の部分である。   |   |
|---|---|
| 改正前   | 改正後   |
| 佐賀県 <u>守衛等</u> 服務規程   | 佐賀県 <u>守衛</u> 服務規程  |
| (趣旨)  | (趣旨)  |
| 第1条 この規程は、 <u>守衛長及び</u> 守衛 <u>(以下「守衛等」という。)</u> の   | 第1条 この規程は、守衛の服務について必要な事項を定めるもの                              |
| 服務について必要な事項を定めるものとする。   | とする。  |
| (職務)  | (職務)  |
| 第2条 <u>守衛等</u> は、資産活用課長(以下「課長」という。)の指揮監督を受け、庁舎及びその敷地内(以下「庁内」という。)の警備に <u>あたり</u> 、庁内の火災、盗難その他の事故を防止し、秩序を保持することを任務とする。 | を受け、庁舎及びその敷地内(以下「庁内」という。)の警備に <u>当</u>                      |
| 2 <u>守衛等</u> は、次の各号に掲げる業務を処理する。   | 2 <u>守衛</u> は、次の各号に掲げる業務を処理する。                              |
| (1)~(3) 略   | (1) ~ $(3)$ 略   |
| (4) 門扉及び庁舎出入口の開閉  |   |
| <u>(5)</u> 略  | <u>(4)</u> 略  |
| (服務心得)  | (服務心得)  |
| 第3条 <u>守衛等</u> は、上司の職務上の命令に忠実に従い、次の各号に<br>掲げる事項を遵守しなければならない。  | 第3条 <u>守衛</u> は、上司の職務上の命令に忠実に従い、次の各号に掲<br>げる事項を遵守しなければならない。 |
| (1) • (2) 略   | (1) • (2) 略   |
| (3) 外来者との <u>応待</u> は、親切丁寧に行うこと。  | (3) 外来者との <u>応対</u> は、親切丁寧に行うこと。                            |
| (4) 略   | (4) 略   |
| (勤務)  | (勤務)  |

#### 改正前

- 第4条 <u>守衛長の勤務は日勤とし、</u>守衛の勤務は日勤<u>及び夜勤の輪</u> 番制とする。ただし、課長が必要と認めるときはこの限りでない。
- 2 守衛は、勤務を交代するときは、勤務中の事件その他必要な事項を<u>守衛長に報告するとともに、</u>次の勤務者に確実に引き継ぎ、 守衛日誌に必要な事項を記載して<u>守衛長</u>に提出しなければならない。

### (守衛長の任務)

- 第5条 守衛長は、上司の命を受けて守衛を指揮し、任務の遂行に 努めなければならない。
- 2 守衛長は、課長の承認を得て守衛に対し、勤務割その他勤務に 関する指示を行うものとする。
- 3 守衛長は、守衛に対し勤務配置を指示し、守衛日誌を検閲し、 かぎ使用簿を点検し、及び守衛日誌を課長の閲覧に供しなければ ならない。
- 4 守衛長に事故あるとき又は守衛長が不在のときは上席守衛が、 守衛長が欠けたときは課長が指名する者がその職務を行う。 (巡視)
- 第6条 守衛等は、上司の指示に従い所定の時刻又は必要に応じ随時に庁内を巡視しなければならない。<u>なお、夜間にあっては巡回</u>時計によりその時刻を記録しなければならない。
- 2 略
- 3 巡視に<u>あたっては</u>、次の各号に掲げる事項について点検し、又は確認し、異常があるとき又は改善を要すると認められるときは、 応急の措置を講ずるとともに、速やかにその旨を上司に報告しな

#### 改正後

- **第4条** 守衛の勤務は日勤とする。ただし、課長が必要と認めると きは、この限りでない。
- 2 守衛は、勤務を交代するときは、勤務中の事件その他必要な事項を次の勤務者に確実に引き継ぎ、守衛日誌に必要な事項を記載して上司に提出しなければならない。
- 3 守衛に事故あるとき又は守衛が不在のときは、課長が指名する 者がその職務を行う。

### (巡視)

第5条 <u>守衛</u>は、上司の指示に従い所定の時刻又は必要に応じ随時 に庁内を巡視しなければならない。

## 2 略

3 巡視に<u>当たっては</u>、次の各号に掲げる事項について点検し、又は確認し、異常があるとき又は改善を要すると認められるときは、 応急の措置を講ずるとともに、速やかにその旨を上司に報告しな

| 改正前   | 改正後                                       |
|---|---|
| ければならない。  | ければならない。                                  |
| (1) • (2) 略                                     | (1) • (2) 略                               |
| (3) 退庁時刻後の火気の後始末、各室の消燈及び窓、扉の施錠の                 |   |
| 状況並びに廊下、階段の消燈及び点燈                               |   |
| $(4)$ $\sim$ $(6)$ 略                            | <u>(3)</u> ~ <u>(5)</u> 略                 |
| (看視及び自動車駐車の整理)                                  | (看視及び自動車駐車の整理)                            |
| 第7条 守衛等は、庁内を巡視するときを除き、守衛室及び課長が                  | 第6条 守衛は、庁内を巡視するときを除き、守衛室及び課長が指            |
| 指示した場所において、その担当区域を看視し、自動車の駐車を                   | 示した場所において、その担当区域を看視し、自動車の駐車を整             |
| 整理し、及び庁舎の出入者に対し必要な <u>応待にあたらなければ</u> な          |   |
| らない。  | ない。                                       |
| (庁舎 <u>、</u> 各室の <u>かぎ</u> の管理)                 | (庁舎 <u>及び</u> 各室の <u>鍵</u> の管理 <u>等</u> ) |
| 第8条 <u>守衛等</u> は、庁舎及び各室の <u>かぎ</u> を管理するときは適切に行 |   |
| い、使用又は返納に際しては、 <u>かぎ使用簿</u> に氏名及び <u>時刻</u> を記入 |   |
| させなければならない。                                     | せなければならない。                                |
|   | 2 守衛は、鍵使用簿を点検し、課長の閲覧に供しなければならな            |
|   | <u> </u>                                  |
| (明己又以广人川は 中の明明)                                 |   |

(門扉及び庁舎出入口の開閉)\_

第9条 守衛等は、門扉及び庁舎出入口を次のとおり開閉しなければならない。ただし、課長が特別の指示をした場合又は災害等が発生したときにおいて課長の指示を受けるいとまがない場合は、この限りでない。

| <u>位置</u>    | 開扉時刻     | 閉扉時刻     |
|--------------|----------|----------|
| <u>庁舎出入口</u> | 登庁時刻1時間前 | 退庁時刻1時間後 |
| (守衛室前及       |          |          |
| び本館西南出       |          |          |
| 入口を除く。)      |          |          |

|                            | 改正前         |            |
|----------------------------|-------------|------------|
| 庁舎出入口<br>(本館西南出<br>入口に限る。) | 登庁時刻1時間前    | 退庁時刻 5 時間後 |
| <u>正門</u>                  | 登庁時刻1時間30分前 | 退庁時刻3時間後   |
| <u>南別館</u><br><u>東門</u>    | 登庁時刻1時間30分前 | 退庁時刻3時間後   |
| 南別館<br>西門                  |             | 退庁時刻5時間後   |

(庁内秩序の保持)

- <u>第10条</u> 守衛等は、庁内の秩序を保持するため、次のことに努めなければならない。
  - (1) 退庁時刻後相当と認められる理由がなく庁舎内に残っている者があるときは、これを庁外へ退去させること。

(2) • (3) 略

- 2 守衛は、前項の規定による制止等に従わない者があるときは、 直ちにその旨を守衛長に報告しなければならない。
- 3 <u>守衛長</u>は、前項の報告を受けたときは、守衛を指揮して秩序の 保持に必要な措置をとるとともに、直ちにその旨を<u>上司</u>に報告し て必要な指示を受け、その遂行にあたらなければならない。
- 4 前2項の場合において急を要するときは、<u>守衛等</u>は、近くの職員等の応援を受け、上司、当直員及び関係機関と連絡をとる等適切な措置を講じなければならない。

(緊急災害時の処置)

第11条 <u>守衛等</u>は、火災その他の非常災害が発生し又は発生のおそれがあると認めるときは、<u>当直員及び</u>近くの職員等の協力を得て関係機関への連絡、初期消火等必要な措置を講ずるとともに課長

(庁内秩序の保持)

**第8条** 守衛は、庁内の秩序を保持するため、次のことに努めなければならない。

改正後

<u>(1)</u> • <u>(2)</u> 略

- 2 守衛は、前項の規定による制止等に従わない者があるときは、 直ちにその旨を上司に報告しなければならない。
- 3 <u>上司</u>は、前項の報告を受けたときは、守衛を指揮して秩序の保持に必要な措置をとるとともに、直ちにその旨を<u>課長</u>に報告して必要な指示を受け、その遂行に当たらなければならない。
- 4 前2項の場合において急を要するときは、<u>守衛</u>は、近くの職員 等の応援を受け、上司及び関係機関と連絡をとる等適切な措置を 講じなければならない。

(緊急災害時の処置)

第9条 守衛は、火災その他の非常災害が発生し又は発生のおそれがあると認めるときは、近くの職員等の協力を得て関係機関への連絡、初期消火等必要な措置を講ずるとともに課長へ通報しなけ

| 改正前                             | 改正後                             |
|---------------------------------|---------------------------------|
| へ通報しなければならない。                   | ればならない。                         |
| (備付物品)                          | (備付物品)                          |
| 第12条 守衛室には、次の各号に掲げるものを備えておかなければ | 第10条 守衛室には、次の各号に掲げるものを備えておかなければ |
| ならない。                           | ならない。                           |
| (1) 庁舎 <u>、</u> 各室の <u>かぎ</u>   | (1) 庁舎 <u>及び</u> 各室の <u>鍵</u>   |
| (2) <u>かぎ使用簿</u>                | (2) <u>鍵使用簿</u>                 |
| $(3)$ $\sim$ $(5)$ 略            | (3)~(5) 略                       |

附則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。